

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第68号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後								
別表第8（第21条関係）								
ア 行政職								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
(略)								
59	<u>25</u>	(略)						
(略)								
61	<u>26</u>	(略)						
62	<u>26</u>							
63	<u>27</u>							
64	<u>27</u>							
65	<u>27</u>							
66	<u>28</u>							
67	<u>28</u>							
68	<u>28</u>							
69	<u>29</u>							
70	<u>29</u>							
71	<u>30</u>							
72	<u>30</u>							

7 3	<u>3 1</u>	
7 4	<u>3 1</u>	
7 5	<u>3 2</u>	
7 6	<u>3 2</u>	
7 7	<u>3 3</u>	
7 8	<u>3 3</u>	
7 9	<u>3 4</u>	
8 0	<u>3 4</u>	
8 1	<u>3 5</u>	
8 2	<u>3 5</u>	
8 3	<u>3 6</u>	
8 4	<u>3 6</u>	
8 5	<u>3 7</u>	
8 6	<u>3 7</u>	
8 7	<u>3 8</u>	
8 8	<u>3 8</u>	
8 9	<u>3 9</u>	
9 0	<u>3 9</u>	
9 1	<u>4 0</u>	
9 2	<u>4 0</u>	
9 3	<u>4 1</u>	
(略)		

イ 医療職

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	6 級	7 級	8 級	9 級
(略)				
5 1	<u>2 7</u>	(略)		
5 2	<u>2 7</u>			
5 3	<u>2 8</u>			

5 4	<u>2 8</u>	
5 5	<u>2 8</u>	
5 6	<u>2 8</u>	
5 7	<u>2 9</u>	
5 8	<u>2 9</u>	
5 9	<u>2 9</u>	
(略)		
6 1	<u>3 0</u>	(略)
6 2	<u>3 0</u>	
(略)		
6 5	<u>3 1</u>	(略)

改正前								
別表第 8 (第 2 1 条関係)								
ア 行政職								
昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
(略)								
5 9	<u>2 6</u>	(略)						
(略)								
6 1	<u>2 7</u>	(略)						
6 2	<u>2 7</u>							
6 3	<u>2 8</u>							
6 4	<u>2 8</u>							
6 5	<u>2 9</u>							
6 6	<u>2 9</u>							
6 7	<u>3 0</u>							
6 8	<u>3 0</u>							

6 9	<u>3 1</u>
7 0	<u>3 1</u>
7 1	<u>3 2</u>
7 2	<u>3 2</u>
7 3	<u>3 3</u>
7 4	<u>3 3</u>
7 5	<u>3 4</u>
7 6	<u>3 4</u>
7 7	<u>3 5</u>
7 8	<u>3 5</u>
7 9	<u>3 6</u>
8 0	<u>3 6</u>
8 1	<u>3 7</u>
8 2	<u>3 7</u>
8 3	<u>3 8</u>
8 4	<u>3 8</u>
8 5	<u>3 9</u>
8 6	<u>3 9</u>
8 7	<u>4 0</u>
8 8	<u>4 0</u>
8 9	<u>4 1</u>
9 0	<u>4 1</u>
9 1	<u>4 2</u>
9 2	<u>4 2</u>
9 3	<u>4 3</u>

(略)

イ 医療職

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	6 級	7 級	8 級	9 級

(略)				
5 1	<u>2 8</u>			
5 2	<u>2 8</u>			
5 3	<u>2 9</u>			
5 4	<u>2 9</u>			
5 5	<u>2 9</u>			
5 6	<u>2 9</u>			
5 7	<u>3 0</u>			
5 8	<u>3 0</u>			
5 9	<u>3 0</u>			
(略)				
6 1	<u>3 1</u>			
6 2	<u>3 1</u>			
(略)				
6 5	<u>3 2</u>			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下、この項において「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下、この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以

外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に任命権者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。